

財政指数の状況

実質収支比率の算出基礎

(単位:千円、%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
実質収支(分子)	1,030,655	1,458,460	1,280,000	812,413	663,287
標準財政規模(分母)	10,229,186	10,356,215	10,522,335	10,175,754	10,184,150
実質収支比率(分子/分母)	10.1%	14.1%	12.2%	8.0%	6.5%

実質収支: 普通会計歳入総額 - 歳出総額 - 翌年度繰越財源

標準的な行政活動を行うために必要な一般財源の額に対する剰余金の比率をあらわす指数で、赤字が20%以上の場合は財政再建団体となります。

経常収支比率の算出基礎

(単位:千円、%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
経常経費充当一般財源(分子)	9,903,217	9,945,497	9,495,023	9,213,896	9,329,402
経常一般財源(分母)	11,454,836	11,756,832	11,048,623	11,151,298	10,758,185
経常収支比率(分子/分母)	86.5%	84.6%	85.9%	82.6%	86.7%

毎年、経常的に支出される経費に対して使われた地方税や交付税などの一般財源の額の比率をあらわす指数で、人件費や物件費、公債費、補助費など行政遂行上必要なものであり、この比率が高いと基盤整備などにつかわれる財源が不足し、地方債や基金の取崩など臨時的な財源にたよることになります。

公債費比率の算出基礎

(単位:千円、%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
公債費充当一般財源(分子)	1,946,495	1,930,041	1,861,290	1,653,315	1,549,847
標準税収入額等(分母)	11,137,502	10,880,030	10,810,509	10,342,392	10,182,246
公債費比率(分子/分母)	17.5%	17.7%	17.2%	16.0%	15.2%

財政構造の弾力性を判断する指数で、この比率が高いほど借金の返済が多い。実際の公債費の額から交付税の基準財政需要額公債費の額を控除して算出します。

住民1人あたり積立金現在高の算出基礎

(単位:円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
年度末積立金残高(分子):千円	4,456,508	3,468,278	3,740,312	4,219,553	4,183,850
年度末住基人口(分母)	37,868	37,519	37,266	36,939	36,441
1人あたり積立金(分子/分母)	117,685	92,441	100,368	114,230	114,812

公営事業会計を除く普通会計の積立金合計額のうち、貸付目的など運用基金を除いた額です。

住民1人あたり市債現在高の算出基礎

(単位:円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
年度末市債残高(分子):千円	17,570,720	17,480,633	16,903,420	16,103,583	15,605,393
年度末住基人口(分母)	37,868	37,519	37,266	36,939	36,441
1人あたり市債(分子/分母)	464,000	465,914	453,588	435,951	428,237

事業会計を除く

起債制限比率等の算出基礎

(単位:千円、%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
公債費等(分子)	1,073,299	1,057,709	1,104,466	1,047,807	1,086,728
標財等(分母)	10,286,240	10,027,010	10,073,306	9,756,680	9,738,443
起債制限比率(分子/分母)	10.43432	10.5486	10.96429%	10.73938%	11.15916%
起債制限比率(3年平均)	9.37%	10.2%	10.6%	10.8%	11.1%
実質公債比率(3ヵ年)			14.6%	14.7%	15.1%

起債制限比率:

標準財政規模等に占める元利償還金に充てられた一般財源から普通交付税で措置される額を控除した額の割合を表す指標です。

実質公債費比率:

平成18年度から地方債制度が国の許可制から協議制に変わり、総務大臣の同意の基準となる指数で、起債制限比率に公債費に準じた債務負担の額や公営企業の元利償還金に一般会計から繰出した金額などを加えて算出します。この率が18%を超えると許可団体となると同時に、公債費負担適正化計画の策定が必要となります。また、この率が25%を超えると一定の地方債の借入が制限されます。

財政力指数の算出基礎

(単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
基準財政収入額(分子)	4,453,744	4,432,990	4,781,361	4,471,932	4,714,153
基準財政需要額(分母)	8,883,624	7,709,907	7,710,178	7,518,713	7,436,397
財政力指数(分子/分母)	0.501	0.575	0.620	0.595	0.634
財政力指数(3ヵ年平均)	0.480	0.518	0.565	0.597	0.616

平成16年度から一本算定による財政力指数です

地方公共団体が標準的な水準の行政を行い、施設を維持するために必要な財源に対して、確保することが可能と見込まれる地方税等の一般財源の割合をあらわす指数で、1をこえるほど財源に余裕があるとされています。